

令和6年度第2回
三田市都市計画審議会 資料
(諮問事項)

令和6年7月19日

目 次

第1号議案 説明資料	1
・ 阪神間都市計画ごみ焼却場(2号三田市ごみ焼却場)の変更に係る住民説明会について	
・ 阪神間都市計画ごみ焼却場(2号三田市ごみ焼却場)の変更案の縦覧及び意見書について	
・ 都市計画変更手続きの流れ	

第1号議案

【説明資料】

阪神間都市計画ごみ焼却場
(2号三田市ごみ焼却場)の変更
(市決定)について

●阪神間都市計画ごみ焼却場(2号三田市ごみ焼却場)の変更に係る住民説明会について

- | | |
|---------|-------------------------|
| 1. 日時 | 令和6年6月4日(火) 19:00~19:40 |
| 2. 場所 | まちづくり協働センター6階 多目的ホール |
| 3. 周知方法 | 広報誌、市ホームページ、地元回覧(香下区) |
| 4. 参加者 | 1名 |
| 5. 意見 | なし |

●阪神間都市計画ごみ焼却場(2号三田市ごみ焼却場)の変更案の縦覧及び意見書について

- | | |
|------------|---|
| 1. 都市計画の名称 | 阪神間都市計画 ごみ焼却場(2号三田市ごみ焼却場) |
| 2. 実施結果 | |
| ① 縦覧期間 | 令和6年6月24日(月)~令和6年7月8日(月) |
| ② 縦覧方法 | ア 市役所本庁舎5階都市政策課(縦覧者数 0人)
イ 市ウェブサイトにて閲覧(縦覧者数 5件) |
| ③ 意見書提出期限 | 令和6年7月8日(月) |
| ④ 意見書対象者 | 関係市町村の住民及び利害関係人(法17条第2項) |
| ⑤ 意見書の提出方法 | 住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、郵送、ファックス、インターネットフォーム、電子メールにて提出。様式は任意。 |
| ⑥ 意見書件数 | 1件 |

No.	意見	市の考え方
1	ごみ焼却場の周辺には、ガラス工芸館、ふれあい農園と三田市の施設があり、新処理施設からの電気エネルギーも利用し、周辺の再整備を行うべきである。	新施設の余熱利用については、施設内で利用の上、隣接するリサイクルセンターやガラス工芸館へ直接電力供給を予定しており、他の公共施設への託送も検討していきます。また、ガラス工芸館等の市有地の活用策については、今後、検討を進めて参ります。

都市計画変更のスケジュール

令和6年1月25日 都市計画審議会 (報告事項)



素案の作成



・関係機関協議、県下協議

原案の作成



令和6年5月14日 都市計画審議会 (事前説明)



・説明会開催 (令和6年6月4日)
・県法定協議、案の縦覧 (令和6年6月24日~7月8日まで)

令和6年7月19日 都市計画審議会 (諮問)



令和6年7月末 都市計画の変更告示 (予定)